

広島県告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十九年二月十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十九年二月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道上筒賀津浪線	山県郡安芸太田町大字中筒賀字論田平三八三番三地 先から 山県郡安芸太田町大字下筒賀字下小山一〇一八五番 一地先まで	平成二十九年二月二日